

まちづくりナビ

第20回



笠間市景観計画を策定しました。

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

今回は、笠間市景観計画と景観条例に基づく届出制度について、説明します。



令和3年3月に笠間市景観計画を策定しました

本市では、市民自らが誇りを持ち、地域の美しい景観を再認識し、笠間固有の自然、歴史、文化の宝を美しく保ち、魅力を高めることを基本理念として、景観法に基づく笠間市景観計画を策定しました。

あわせて、計画の運用に必要な笠間市景観条例を制定し、良好な景観の形成に向けた保全や誘導を図り、本市の魅力向上と景観まちづくりに取り組んでいきます。

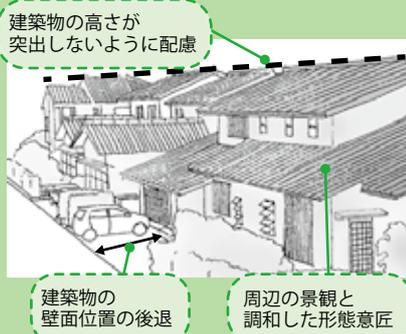
届出が必要になります

この計画と条例に基づき、景観計画区域（市全域）において、**令和3年7月1日**以降に一定規模以上の建築行為等を行う場合は、事前協議及び行為の届出が必要となります。また、行為にあたっては、景観計画に定める景観形成基準への適合が必要となります。

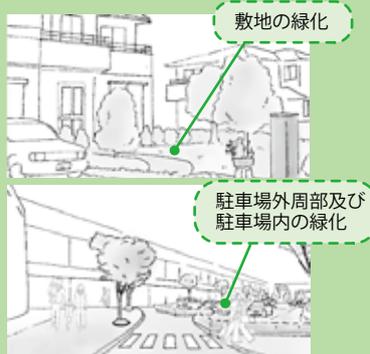
届出対象行為	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、 外観の半分以上を変更する修繕等	高さが10mを超えるもの又は延床面積が1,000㎡以上となるもの
工作物の新築、増築、改築、 外観の半分以上を変更する修繕等	高さが15m（擁壁にあっては5m）を超えるもの 地上に設置する太陽光発電施設にあっては、地上からモジュール（パネル）の上端までの高さが10mを超えるもの又はモジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡以上のもの
開発行為 ※主に建築物の建築等の目的で行う、土地の区画形質を変更すること	区域の面積が1,000㎡以上のもの （ただし3,000㎡未満の自己の居住の用に供する専用住宅の建築目的の場合を除く）
土地の形質の変更 ※建築物の建築等を伴わない、土地の形状や地目を変更すること	区域の面積が3,000㎡以上のもの

●景観形成基準（一部例）

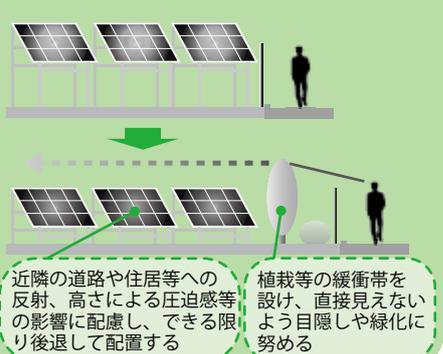
✓建築物（配置・規模・形態・意匠）



✓建築物（敷地の緑化）



✓太陽光パネル（住環境との調和）



✓届出の流れ



届出対象行為や景観形成基準の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。



【問い合わせ】都市計画課（内線 586）